

資料

第3回検討資料

令和5年7月25日（火）
公立大学法人山口県立大学
将来構想推進局高大連携推進室

1 附属高校の設置方法

- 新設はしない
- 既存の公立高校の設置者変更を基本
- 個々の私立高校から附属化の要望があれば、個別に対応
→ 1件の学校法人から申出あり（詳細は2ページ）

2 附属化の候補校

県立高校：9校（第2回協議会終了時）

①周防大島高校

* 周防大島高校以外の高校名が特定されるものは非公開としています。

3 附属化対象校を選定する際に考慮すべき観点

- (1) 県立大学の教育課程との円滑な接続
- (2) 県立大学との連携実績
- (3) 県立大学との近接性
- (4) 大学等への進学状況
- (5) 県立大学への入学実績
- (6) 高校生の通学環境
- (7) 高校への志願・入学状況
- (8) 地域課題への取組状況

4 観点別評価（4ページへ）

私立高校設置者からの申出について

1 申出内容等

- (1) 申出者
- (2) 設置校
- (3) 概要

令和5年7月 日 , 同法人が設置している高校を県立大学附属高校の設置に向けて検討される対象校に加えていただきたい。

<申出書提出の理由（要旨）>

* 周防大島高校以外の高校名が特定されるものは非公開としています。

2 本協議会での検討に当たっての課題

(1) 私立高校特有の項目に係る確認が必要

今回の申し出は、学校法人の存続にも関わる案件であり、一般的には理事会及び評議員会の議決が必要と思われ、議決を得ているかの確認が必要。

また、学校法人に負債がある場合、一般的にはその負債も設置者変更前に引き継がれこととなるため、負債の有無等について確認が必要。

(2) 県立高校と同様の評価を行うための情報が不足

県立高校では、8つの観点による評価を行っているが、同要望書や同校のHPなどにより公になっている情報だけでは、評価ができない項目（「(4)大学等への進学状況」、「(7)高校への志願・入学状況」及び「(8)地域課題への取組状況」）がある。

3 申出者への確認事項

前記を踏まえ、次の資料の提出を求め、協議会での検討を行う前に確認を行う予定。

資料名等	備 考
(1) 基本的な情報に関する資料	
①学校法人の登記事項証明書	写し可
②寄附行為	
③固定資産台帳	写し
④設置校の不動産に係る登記事項証明書	③固定資産台帳のうち、土地及び建物に係るもの（権利部乙区まで確認できるもの）。写し可
⑤学校要覧	令和2年度から5年度まで
⑥事業計画書	令和2年度から5年度まで
⑦事業報告書	令和2年度から4年度まで
⑧計算書類	令和2年度から4年度まで（財産目録を含む）
⑨校則	
⑩設置校や設置校での活動を紹介するためのパンフレット等	直近3か年分
(2) 学校法人内の検討状況が確認できる理事会及び評議員会の議事録	
①設置校を県立大学附属高校の候補校として検討してほしい旨、申し出を行うことの決定について	
②仮に、設置校が附属高校化した場合に想定される影響に関する検討状況等	
設置校がなくなることにより、建学の精神による教育が継続できなくなることについて	
設置校がない状況になった場合、学校法人の解散が必要となることについて	
設置校がなくなることに対するPTA、同窓会及び学校運営協議会などの関係者の意見聴取状況について	
附属高校化に伴い雇用主が変更となる際、教職員の継続雇用の保証がないことについて	
附属高校化に伴い県立大学へ財産を譲渡する場合の方法（有償もしくは無償など）について	
(負債がある場合)	
負債の完済方法について	

		(1) 県立大学の 教育課程との 円滑な接続	(2) 県立大学と 連携実績	(3) 県立大学と の近接性	(4) 大学等への 進学状況	(5) 県立大学へ の入学実績	(6) 高校生の 通学環境	(7) 高校への 志願・入学 状況	(8) 地域課題へ の取組状況
○の数		観点別評価							
①	周防大島高校	5	○	○		○		○	○
		5							
		3							
		5							
		3							
		5							
		3							
		5							
		5							
		4							

* 周防大島高校以外の高校名が特定されるものは非公開としています。

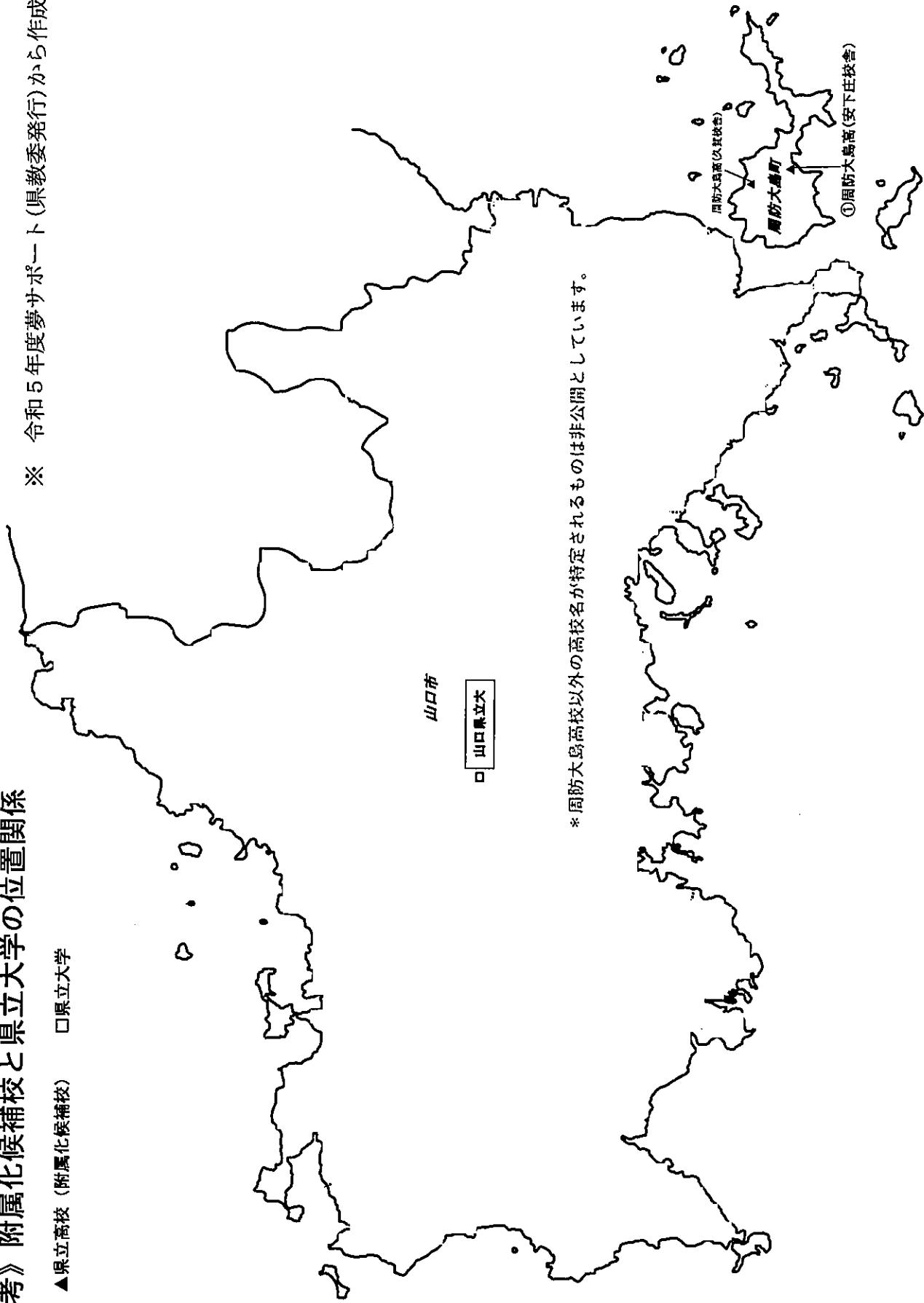
* 周防大島高校以外の高校名が特定されるものは非公開としています。

☞ 詳細は参考資料1へ

《参考》附属化候補校と県立大学の位置関係

▲県立高校（附属化候補校） 口県立大学

※ 令和5年度夢サポート（県教委発行）から作成



* 周防大島高校以外の高校名が特定されるものは非公開とします。